

平野地区防災福祉コミュニティの会
地域おたすけガイド
—土砂災害編—

I. 平野地区の災害リスク	1
II. 災害対策本部の設置基準	2
III. 活動方針	3
IV. 基本事項	4
V. 行動計画	8
【災害発生前】	
【災害発生直後】	
【災害発生から3日(72時間)くらい】	
今後に向けての課題等	12
(参考) 各種行動の事前指示書	14

平成29年3月作成

平野地区防災福祉コミュニティの会

1. 平野地区の災害リスク

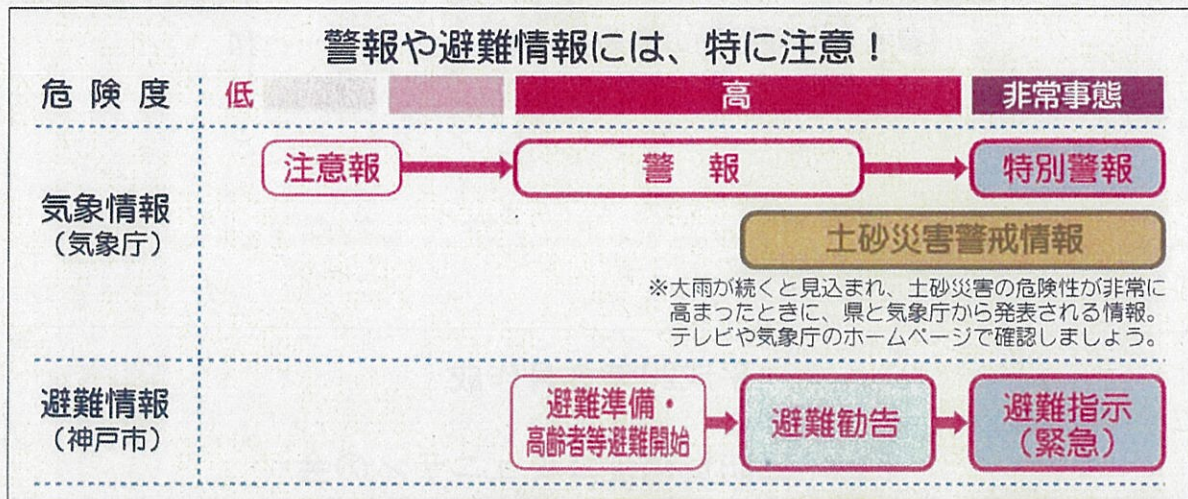
わたしたちのまち「神戸」は、過去にいくつもの大きな自然災害を経験しました。

たとえば、昭和13年の阪神大水害では死者616人、家屋全半壊8,653戸の大きな被害をうけ、さらに平成7年の阪神・淡路大震災では死者4,571人、家屋全半壊122,566棟、全半焼7,045棟という未曾有の被害をうけましたが、そのたびに人々の力でそれらを乗り越えてきました。

しかし近年、全国的に気象災害が激化しています。平野地区は、なかでも土砂災害が発生した場合、甚大な被害の恐れのある地形であることを忘れないようにしましょう。

■気象情報・避難情報

資料：平野地区防災福祉コミュニティの会「土砂災害避難マップ」を一部修正



注) 従来の「避難準備情報」は「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」は「避難指示(緊急)」に名称が変わりました。(2016.12.26：内閣府政策統括官(防災担当)公表)



【土砂災害】への備えが重要!!!

II. 災害対策本部の設置基準

*台風や集中豪雨により、

神戸市（兵庫区）に
【特別警報】あるいは【避難勧告】【避難指示（緊急）】が
発令された場合



*住民に被害が予想される災害が起こった場合

■気象情報・避難情報

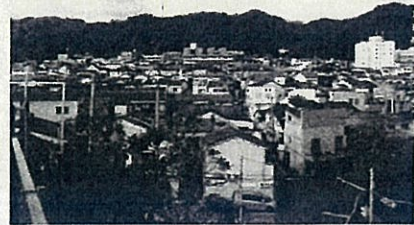
<p>大雨特別警報</p>	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。</p> <p>大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。</p> <p>雨がやんでも重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続します。</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表します。</p>
<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>	<p>災害発生の可能性がありますので、避難できるように準備してください。高齢者など避難に時間がかかる方は早めに避難しましょう。</p>
<p>避難勧告</p>	<p>災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。</p>
<p>避難指示 （緊急）</p>	<p>いまにも災害が発生する可能性があります。ただちに避難してください。なお、大雨などで避難所への避難が危険な時は、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。</p>

III. 活動方針

阪神・淡路大震災の貴重な教訓から、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、

**周囲の状況をよく確認し、
自ら（家族）の安全を確保して無理をせず、
自分たちのできる範囲で、**

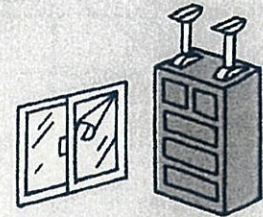
防災活動を行います。



自分や家族の安全を確保するために（自助）

事前の準備

- ① 3～7日分の食料を備蓄する（ローリングストック）。
- ② 家具を固定する。枕元にスリッパを置く。
- ③ 水〔飲用水、トイレ用（風呂の水は流さない）〕を確保する。
- ④ ラジオ、懐中電灯、常備薬、貴重品などの避難時の持ち出し品を確保、確認する。（男性は15kg、女性は10kgが目安）。
- ⑤ 携帯電話等の予備バッテリーを確認する。
- ⑥ AEDの設置場所を確認する。
- ⑦ 緊急避難場所までの避難経路や所要時間などを確認しておく。
- ⑧ 家族のルールを決めておく（いざという時に集まる場所や連絡方法など）。



特別警報等の発令後

- ① 身の安全を確保し、ガスの元栓等を閉め、家族と一緒に避難所に向かう。
（その際、ご近所の方に声をかけて、できるだけ一緒に避難する）



災害対策本部【神戸祇園小学校】へ向かい、できる防災活動を行う（共助）



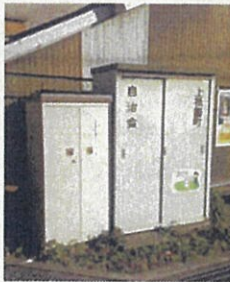
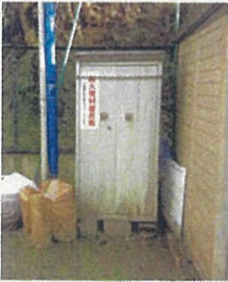
神戸祇園小学校
（体育館棟）

IV. 基本事項

(平成29年2月現在)

災害対策本部	神戸祇園小学校（体育館棟）		
防災倉庫	平野町	山麓線以北	山麓線以南
	平野町市民公園 [小型動力ポンプ] (高座金清橋)	祇園神社下 五宮町公園 梅元町公園	下三条公園
緊急避難場所	神戸祇園小学校（体育館棟）		
福祉避難所	平野地域福祉センター（平野会館内）		
耐震性防火水槽	平野町	山麓線以北	山麓線以南
	—	五宮町公園	—
消防水利	神戸祇園小学校（プールの水）		
災害時要援護者 名簿の保管場所	委員長宅〔予定〕		
その他	<ul style="list-style-type: none"> * 奥平野浄水場に「いつでもじゃぐち」がある * 地域内各所に「消火用BOX」「まちかど救急ステーション(AED)」がある 		

(防災倉庫)



(耐震性防火水槽)

(消防水利：神戸祇園小学校)



(緊急避難場所：神戸祇園小学校)



(福祉避難所：平野地域福祉センター)



* 福祉避難所について

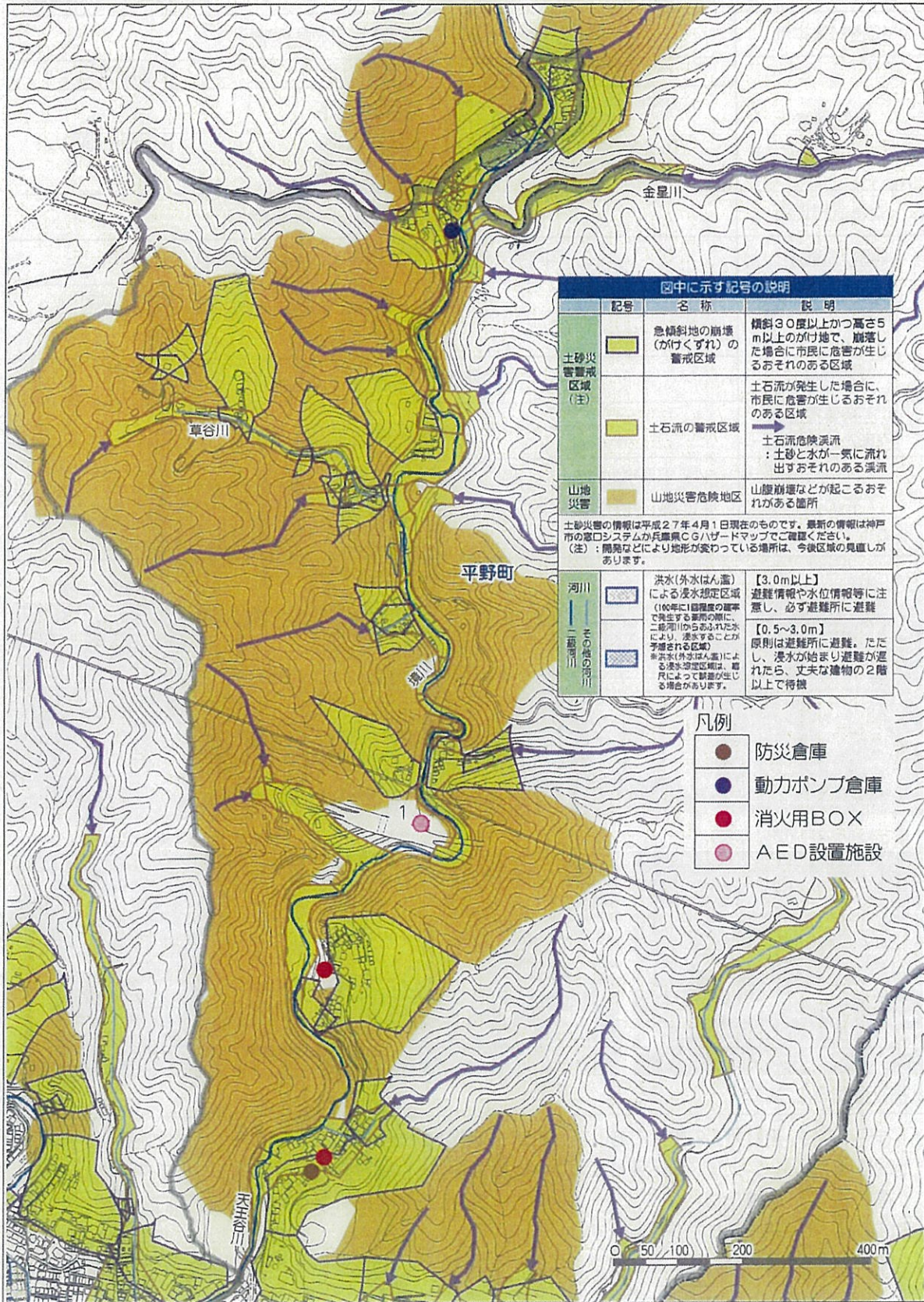
神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人のための二次的避難所として、地域福祉センターなど356箇所(平成28年12月1日現在)を「福祉避難所」に指定しています。

福祉避難所の対象者は、ケースワーカーや市の保健師等が避難所で行う健康調査等をもとに、本人や家族の意向や状況から市が決定します。

福祉避難所は災害時に常に開設されるわけではないため、要援護者等から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、兵庫区災害対策本部に連絡いただくよう、対応をお願いします。

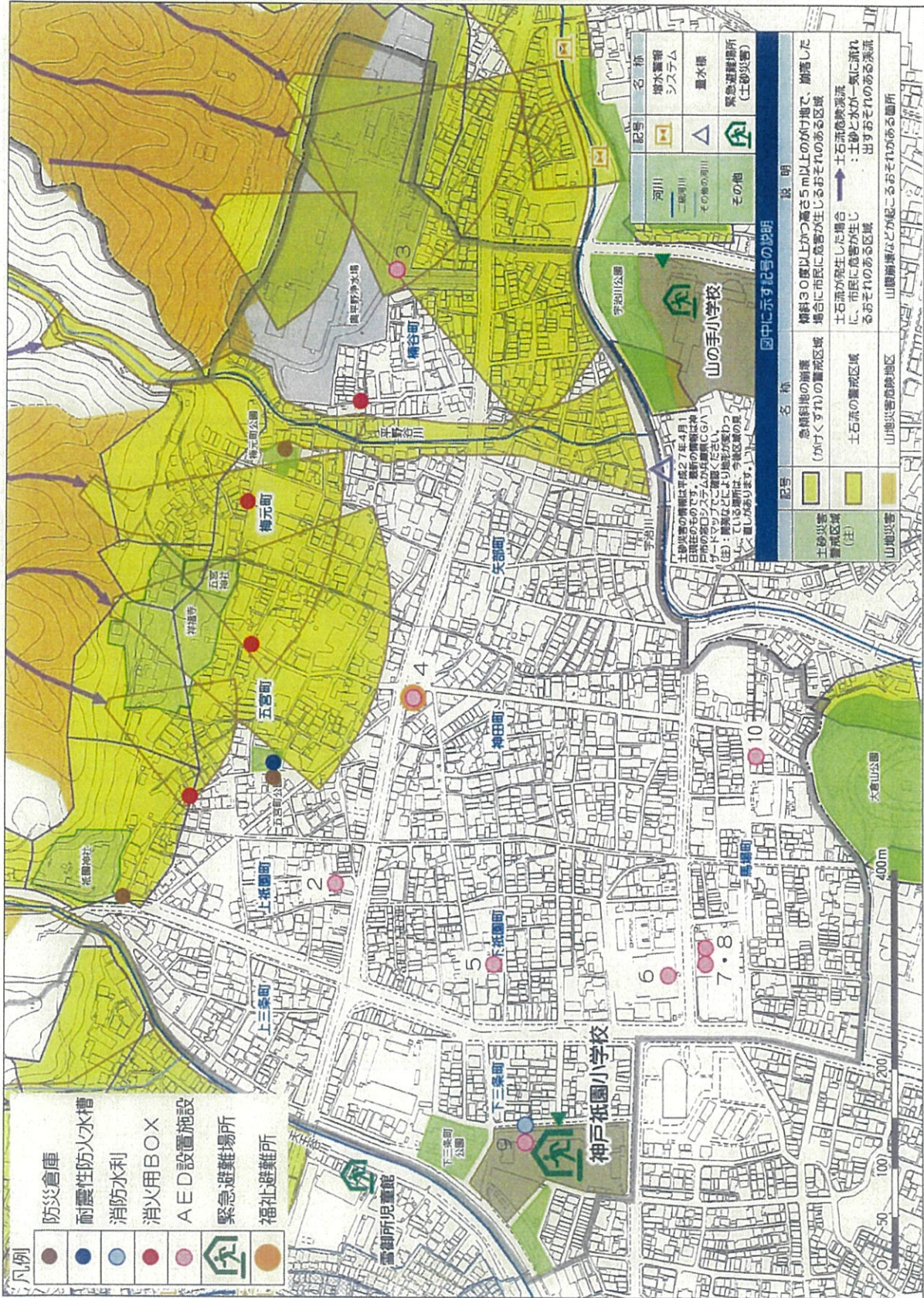
■主要施設等の位置図①

(平野町)



■主要施設等の位置図②

(南部地域)



■「平野地区防災福祉コミュニティの会」の防災倉庫備品リスト (平成29年1月現在)

用途	品名	個数				
		平野町市民公園 1(高座金清橋)	祇園神社下	五宮町公園	梅元町公園	
消火用	動力消防ポンプ			1		
	消防用ホース	2		10		
	消火器	2				
	布/ケツ	11	17		17	
	消火用ボックス					
	自立式簡易水槽	1				
	長ぐつ	1	1			
	救助用	スコップ	13	14	14	4
		ハール	4		10	9
		折りたたみ鋸	6		11	9
		鋸(ノコギリ)		12	1	
		電動ノコギリ		2		
		オノ	1	2	2	
		ハンマー		2		
		簡易ジャッキ		3	3	4(油圧)
		ソリハン	1	2	2	2
		ボルトクリッパー				
折りたたみ担架		1	1	1	1	
アクリル壁・クワカ・セト(油圧式)						
携帯用ライト破砕器具						
とび口						
救助用ロープ						
救助用安全帯						
サバイバーリング						
毛布						
投光器						
カンリソテ予備タンク			1			
リヤカー						
その他	ヘルメット	1		5	5	
	手袋[皮]	1		14		
	腕章	5	10	9	9	
	携帯用電灯	3				
	ソーラー充電式懐中電灯					
	トランジスタメカホン	2			2	
	広報・訓練用拡声器	2		1		
	収納庫(大)					
	収納庫(中)				1	
	収納庫(小)	1				
	収納庫(箱型)			11		
サルベージシート						

用途	品名	個数			
		平野町市民公園 5	祇園神社下	五宮町公園	梅元町公園
その他 (雑さ)	ブルーシート				
	アルミシート				
	携帯用発電機				
	トランシーバー				
	携帯用リアクションミリ				
	二連梯子	1			
	台車				
	梯子兼用脚立	2			
	一輪車	1			
	工具セット	1			
	コードリール・コンセント			2	
救急箱					
テント	1				
覆袋					
鍵保管者		後		垂井	山本会長 岸本 並木
					自治会長 公園管理会 責任者

(全体の備品(五宮町公園))

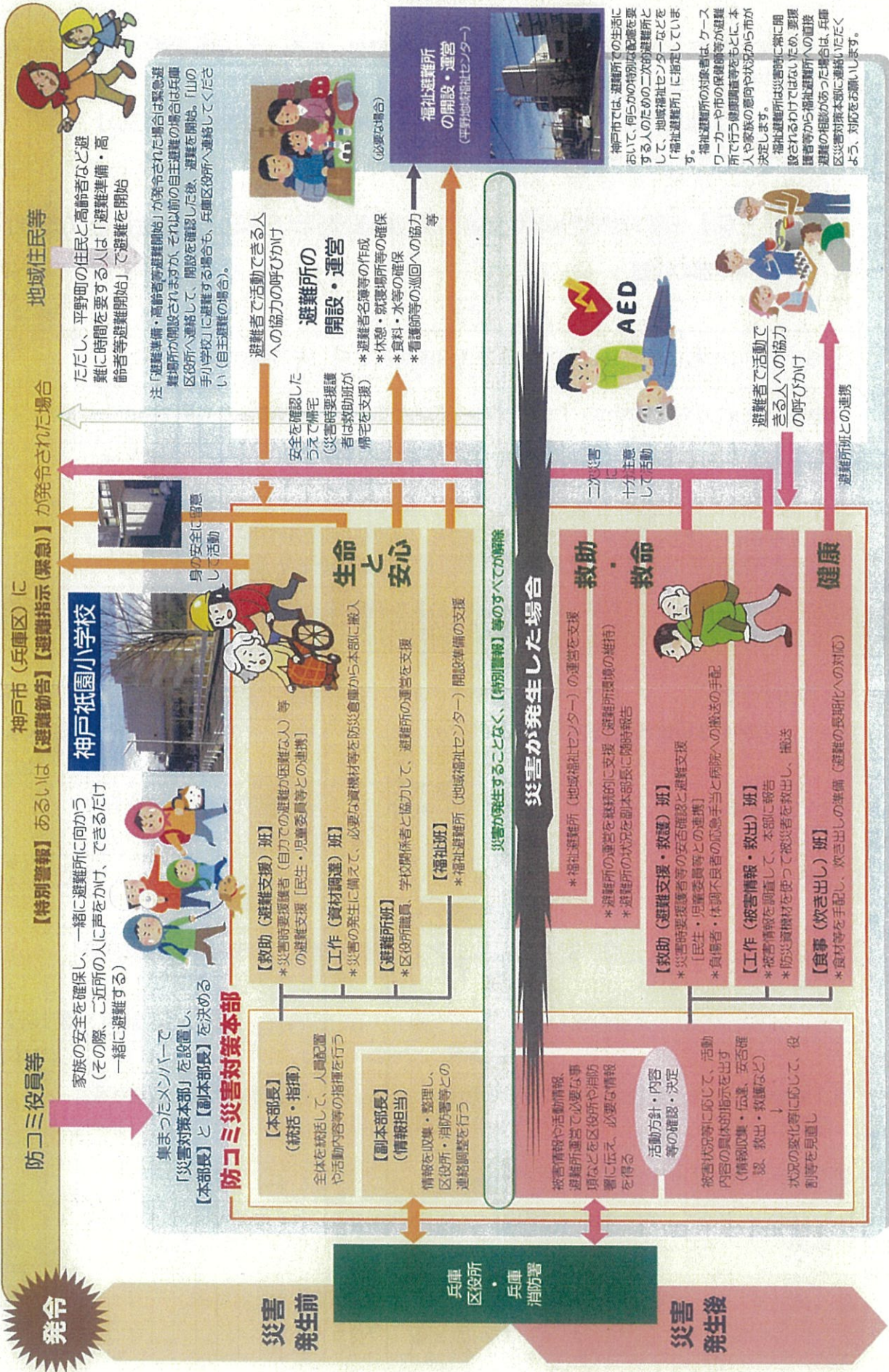
品名	個数	品名	個数	品名	個数
非常食(白飯)	100	割りばし	50強	裸電球玉(40W)	30
皿(プラスチック)	100強	寸胴鍋	2	タオル	100強
トレイ(プラスチック)	30	カスカかまど(鍋+コンロ)	2	フラスコ	10
スプーン(プラスチック)	100強	ガスコンロ	2	燃えるゴミ用袋	7
おわん(プラスチック)	50	ポリ/ケツ等	3	防炎シート(紙芝居用)	1
アルミトレイ	6	ウォータージャク(8L)	1	カエルマスコット	2
ボウル等(大・小)	10	物探み	1		
柄杓	6	チャッカマン	1		

■「まちかど救急ステーション(AED設置)登録施設」(平成29年1月現在)

施設名称	住所		備考
	施設名称	住所	
1	神戸市道路公社天王谷料金所 [トールウェイ(株)]	平野町天王谷字西殿山354-19	
2	播州信用金庫平野支店	上祇園町3番1号	
3	神戸市水道同業部浄水管理センター	橋谷町37番1号	
4	奥平野財産区管理会平野会館	神田町11番10号	
5	グループホームたのしい家大倉山	下祇園町32-21	24時間
6	神戸少年鑑別所	下祇園町40-7	24時間
7	神戸市立平野保育所	下祇園町6-22	
8	平野児童館	下祇園町6-22	
9	神戸市立神戸祇園小学校	下三条町11番1号	
10	浄土真宗本願寺派西法尊光寺	馬場町10-1	

V. 行動計画

ここでは、特別警報等の発令をうけて、防災福祉コミュニティとしての初期期の「行動計画」の流れと内容を整理しています。



台風や集中豪雨により神戸市（兵庫区）に「特別警報」あるいは「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表されたという想定で、

【災害発生前】・【災害発生直後】・【災害発生から3日(72時間)くらい】

の各段階で対応すべき内容（チェックリスト）を整理しています。

【災害発生前】 「生命」と「安心」

1. 災害対策本部の設置

内容	確認欄
①神戸祇園小学校に集まったメンバーで「災害対策本部」を設置する。	
②集まったメンバーの中から「本部長」と「副本部長」を決める。	
③「本部長」は、集まってきたメンバーで「班編成」を行う。 【救助(避難支援)班】、【工作(資材調達)班】、【避難所班】など	
④「副本部長」はラジオ・テレビ、携帯電話、行政防災無線等から気象情報、土砂災害警戒情報を収集するとともに、兵庫区役所・消防署との連絡調整を行う。	
⑤地区の地図(防災マップなど)、災害時要援護者名簿(ある場合)や各種情報を共有するためのホワイトボード・模造紙などを用意する。	

2. 各班の活動

2-1 災害時要援護者の避難支援

【救助班】

内容	確認欄
①民生・児童委員等と協力して、身の安全に留意しつつ、災害時要援護者の避難所への避難・誘導を行う。	

2-2 必要な資機材等の搬入

【工作班】

内容	確認欄
①災害の発生に備えて、身の安全に留意しつつ、必要な物資・資機材等を防災倉庫から本部に搬入する。	

2-3 避難所開設・運営の協力

【避難所・福祉班】

内容	確認欄
①「避難所班」は、学校関係者や区役所職員と協力して、避難所の開設・運営を支援する。	
②避難所において避難者名簿を作成する。	
③避難者のなかで、活動に協力してもらえる人を募り、本部で指示をあおぐよう伝える。	
④「福祉班」は、福祉避難所（地域福祉センター）の開設準備にあたる。	

【災害発生直後】 **「救助・救命」**

1. 災害対策本部による指揮

内容	確認欄
①「本部長」は、被害状況等に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、救出・救護など）を出す。	
②「副本部長」はラジオ・テレビ、携帯電話、行政防災無線等から気象情報、土砂災害警戒情報を収集する。	

2. 各班の活動

2-1 災害時要援護者等の避難支援・救護 **【救助班】**

内容	確認欄
①民生・児童委員等と協力して、二次災害に十分注意しながら、災害時要援護者の安否確認を行う。	
②避難していない災害時要援護者の避難所への避難・誘導を行う。	
③負傷者・体調不良者については避難所で応急手当を行い、医療機関への搬送を手配する。	

2-2 被害情報の調査・被災者の救出 **【工作班】**

内容	確認欄
①二次災害に十分注意しながら、地区内の被害情報を調査し、随時「副本部長」に伝える。	
②被災者を発見した場合は、二次災害に十分注意しながら、防災資機材を使って被災者を救出する。	

2-3 避難所運営の協力 **【避難所・福祉班】**

内容	確認欄
①「避難所班」は、学校関係者や区役所職員と協力して、引き続き、避難所の運営（避難所環境の維持など）を支援する。	
②避難所の状況を、随時「副本部長」に伝える。	
③「福祉班」は、福祉避難所（地域福祉センター）の運営を支援する。（開設された場合）	

3. 関係機関への連絡

内容	確認欄
①「副本部長」は被害情報や活動情報などを兵庫区役所や兵庫消防署に連絡する。	

【災害発生から3日(72時間)くらい】 **「健康」**

1. 役割分担の見直しなど

内容	確認欄
①「本部長」は人員の集結状況や災害の状況に応じて、役割とその内容を見直す。	
②「副本部長」は避難所運営で必要な事項を兵庫区役所など関係機関に伝える。あわせて、生活情報の収集および住民への周知を行う。	

2. 避難所の運営 **【避難所・福祉班】**

内容	確認欄
①「避難所班」は、学校関係者、灘区役所職員や災害ボランティアなどと協力して、引き続き、避難所の運営にあたる。	
②災害時要援護者に配慮する。 (本人や家族の意向をふまえて、避難所内に一般の人と分けした福祉避難所室を設けるなどの対応：たとえば、学校の保健室の利用など) ※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な人、透析患者やオストメイト(人工肛門など)などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを他の避難者に理解してもらうことが重要。	
③福祉避難所を必要とする人については、避難所を巡回する市の保健師につなぐ。	
④女性や子育て家庭、一緒に連れて避難してきたペットなどに配慮する。	
⑤避難者のなかで、活動に協力してもらえる人を募り、本部で指示をあおぐよう伝える。	
⑥「福祉班」は、引き続き、福祉避難所(地域福祉センター)の運営にあたる。	

3. 炊き出しの準備・実施 **【食事班】**

内容	確認欄
①避難の長期化に備えて、食材等を調達し、「炊き出し」の準備をする。	
②「避難所班」と連携して、避難者数などに応じて、必要な量・可能な種類の炊き出しを実施する。	

4. パトロールの実施 **【工作班】**

内容	確認欄
①「工作班」は二次災害に十分注意しながら、地区内のパトロールを交代で行う。	

今後に向けての課題等

(第3回ワークショップで出された意見)

【救助班】

(災害時要援護者名簿)

- * 災害時要援護者名簿については、平成29年度に作成する予定である。
⇒いざという時の対応を考えると、名簿を委員長だけが持っているのではなく、自治会長も保管するようにする必要がある。

(災害時要援護者の身体状況)

- * 災害時要援護者がどのような身体状況（避難時に車いすが必要なのか、自身が車いすを持っているのか、など）を把握しておく必要がある。
⇒自治会費を集める時などに、各自の状況について情報を把握する必要がある。

(本人の承諾)

- * いずれにしても、個人情報になるため、自治会長が名簿を保管することも含めて、本人の承諾を得る必要がある。
- * 自治会に入っていない人への対応は、今後の大きな課題である。

(避難を拒否する人への対応)

- * 災害時要援護者名簿をもとに、日ごろから「避難」の重要性について説明し、啓発する必要がある。

(安否確認の結果の整理)

- * 近所同士で声かけして避難することが基本である。
- * 事前に確認できるようなものを渡しておいて、災害が発生して避難するときに持ってきてもらい、それで整理することも考える必要がある。

【工作班】

(資機材の搬入)

- * 地域内に複数の防災資機材庫が点在しているため、本部に駆けつける途中で立ち寄り、資材を搬入するという手順が理想である。
⇒現状では鍵を持っている人が不在であれば、そういう対応ができない。
⇒防犯上の課題はあるが、倉庫の鍵をナンバー式にする等、検討の余地がある。
- * 防災資機材として軍手や長靴、懐中電灯、ヘルメット等基本的な物が不足している。
⇒軍手、長靴、懐中電灯など家庭にあるものは、各人が意識して持ち寄る必要がある。

(地元工務店等との協力)

- * 学校前の工務店をはじめ、有用な機材や技術を所持していると考えられる企業等と非常時に協力できるよう、申し入れや関係づくりをすすめる必要がある。

(被害情報の伝達)

- * 特に、地震時は携帯電話が機能しないと考えられるため、伝令を派遣する等、情報の伝達方法を検討する必要がある。

(救出活動)

- * 素人が資機材を使って不安定な木材等を動かすと、むしろ被災者を危険にさらしてしまうのではないかとこの恐れがある。

*特に夜間の救出活動は、二次災害が発生する可能性が高い。
(パトロールの実施)

*防犯のためにも、緊急の災害対応事案が落ち着いた時点で、人員を確保して地域内のパトロールを実施したほうがよい。

【避難所・福祉班】

(避難所班体制)

*避難所である神戸祇園小学校は4校が統合したものであり、災害時に平野地区以外の人も避難してくることが考えられるなかで、平野地区の各町(自治会)単位であれば、だいたい顔がわかる。

⇒そのため、民生児童委員と連携するとともに、各町少なくとも1名は「避難所班」として活動する必要がある。

(新住民の情報)

*新しく建ったマンションなどの「新住民」についてはわからない。

⇒日頃からのつきあいのなかで、顔が見える関係づくりをしていく必要がある。

(人員の確保)

*「避難所班」をはじめ、いろいろな場面で多くの人員が必要であり、防コミの役員だけでは賅えない。

⇒避難者のなかから、活動の協力者を募ることは重要である。

(食材の確保)

*災害時の避難長期化に備えて「炊き出し用」の食材確保は重要であり、市場・商店街の各店舗(生鮮関係)の協力を得て、食材を調達する必要がある。

【全般】

(一般の人への啓発)

*土砂災害避難マップ作りや今回のようなワークショップに参加している人はいいが、一般の人は災害に対する危機意識が低い。

⇒「生命」に関わる重要な問題であり、自治会の会合や防災訓練など、さまざまな機会を通じて、一般の人に積極的に啓発していく必要がある。

(防災備品の再整理・再配置)

*最近、「下三条町公園」にも防災倉庫が設置されたため、他の防災倉庫の備品も含めて、機材の効率的な保管(機材等の分散保管など、1カ所が使えなくなっても他の倉庫で対応)という観点から再整理・再配置する必要がある。

(参考) 各種行動の事前指示書

ここでは、災害時に必要な各種行動（情報収集・伝達、安否確認、災害時要援護者の避難支援、救出・救護、消火）に関する具体的な手順などを整理しています。

【情報収集・伝達】

1. ラジオ・テレビ、携帯電話、行政防災無線で気象情報・土砂災害警戒情報を収集する。
2. 地区内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1. 情報収集

収集した情報は、ホワイトボードなどに時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ・テレビ、携帯電話などを活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所に出向くなど、公開されている情報を収集する。

(3) 避難所からの情報収集

2. 情報伝達

収集した情報を伝える手段として、バンドマイク、広報掲示板、回覧板なども効果的に活用する。

【安否確認】

1. 安否確認情報の収集
2. 安否不明者の確認
 - (1) 事前に用意している災害時要援護者名簿をもとに、安否確認を行う。
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力して安否確認を行う。

訪問先での確認手順

1. 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認する。

2. 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3. ドアをノックする

応答がない時は、呼びかけと一緒にドアをノックする。

4. 庭・勝手口などの確認

状況が把握できないときは、庭・勝手口などを確認する。

5. 確認シールの貼付

確認した状況に応じて、玄関ドア上部のよく見えるところにシールを貼付する。

(色分け) 赤色：救助・支援の必要あり、黄色：安否の確認できず

青色：確認済・支援の必要なし

【災害時要援護者の避難支援】

避難所に避難する必要がある災害時要援護者を支援する。

避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要である。
2. 寝たきりの要介護高齢者
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
3. 認知症の人
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要である。
4. 視覚障がい者
音声による情報伝達や状況説明と避難誘導などの援助が必要である。
5. 聴覚障がい者
補聴器の使用や手話、文字、絵図などを活用した情報伝達と状況説明が必要である。
6. 言語障がい者
手話、筆談などで状況を把握することが必要である。
7. 在宅人工呼吸器使用者
避難所での電源確保が必要である。

【救出・救護】

1. 防災資機材（ジャッキ、ノコギリ、バールなど）を使用し、協力して救出活動を行う。
2. 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1. 被害の実態把握
 - (1) 倒壊建物に残されている人がどのような状態（けがの程度を含む）かを確認する。
 - (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
 - (3) 二次災害が発生する危険要因がないかを確認する。
2. 二次災害の防止
 - (1) 木片、トタン、ガラスなどの軽量物を除去する。
 - (2) 柱、梁などの大きな物の周辺物を除去する時は、これらの大きな物がずれたり、倒壊しないように、ロープ等で支持して固定する。
 - (3) 火災の発生に備え、消火器やバケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。
3. 要救助者の救出
 - (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は、資機材を使わずに手作業にする。
 - (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。
4. 応急手当
出血している時は、清潔なガーゼなどで傷口を圧迫止血する。

【消火】

1. 耐震性防火水槽の小型動力ポンプなどを使用して初期消火を行う。
2. 出火場所を確認し、消火活動人員を割りふる。

消火活動手順

1. 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7 m以内、D級で4 m以内を目安とする。

2. ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3. 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放水口コックを開ける時は、筒先の反動力を考えて徐々に行う。

